

(平成22年9月15日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認岡山地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	7 件
厚生年金関係	7 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	5 件
厚生年金関係	5 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和20年11月30日から22年5月30日までについては、厚生年金保険被保険者であったと認められることから、A社における被保険者資格の喪失日に係る記録を同年5月30日に訂正し、同期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和23年9月1日から25年12月1日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、上記事業所における被保険者資格の取得日に係る記録を23年9月1日に訂正し、同期間の標準報酬月額を昭和23年9月から同年11月までは3,300円、同年12月から24年4月までは4,200円、同年5月から25年11月までは8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る昭和23年9月から25年11月までの厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年11月30日から25年12月1日まで

昭和19年1月にA社に入社し、同年11月に同社に在籍したまま陸軍に現役兵として入隊し満州へ渡った。昭和20年8月の終戦と同時にシベリアに連行され、3年間の抑留生活を終え、23年9月1日に復員し、同社に職場復帰した。それ以降、昭和57年3月に定年退職するまで同社に継続して勤務していた。

満州に渡ってから帰国し職場復帰するまでの期間及び職場復帰してから厚生年金保険の被保険者資格を再取得したとされている昭和25年12月1日までの期間についてもA社に在籍していたことが永年勤続の表彰状からも確認できる上、昭和24年4月以降については皆勤の表彰状もあるため、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 オンライン記録によると、申立人は、申立てに係る事業所において厚生年金保険の被保険者資格を昭和19年2月1日に取得し、20年11月30日に同資格を喪失した後、25年12月1日に同事業所において再度資格を取

得しており、申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、申立人の本籍地がある県が保管する兵籍簿（写し）及び申立てに係る事業所が発行した在籍証明書から、申立人は、昭和 19 年 11 月 1 日から 23 年 9 月 1 日まで陸軍に召集されているものの、申立期間を含む 19 年 1 月 11 日から 57 年 3 月 31 日まで同事業所に継続して在籍していることが確認できる。

また、旧厚生年金保険法第 59 条の 2 において、昭和 19 年 10 月 1 日から 22 年 5 月 2 日までに厚生年金保険被保険者が陸海軍に徴集又は召集された期間については、厚生年金保険料を被保険者及び事業主共に免除（全額）し、被保険者期間として参入する旨規定されているところ、申立ての事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（申立人の欄）の備考欄には申立人が同規定の適用対象者であることを示す「59 条の 2」と記載されている。

さらに、上記の被保険者名簿において、被保険者資格の喪失日が昭和 22 年 5 月 30 日であり応召中と記載された被保険者が複数名認められることから、申立てに係る事業所においては、旧厚生年金保険法第 59 条の 2 の適用対象者について、同年 5 月 30 日付けで資格喪失届を提出したと推認される上、申立人の資格喪失日についても同日と記載された形跡がうかがえる。

加えて、上記の被保険者名簿において、申立人に係る昭和 21 年 4 月及び 22 年 6 月の標準報酬月額の変更記録が確認できることから、申立てに係る事業所の事業主は、申立人が昭和 20 年 11 月 30 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったとは考え難い。

これらの事情を踏まえると、申立人は、申立期間のうち、昭和 20 年 11 月 30 日から 22 年 5 月 30 日までについて、厚生年金保険の被保険者であったと認められる。

なお、上記期間の標準報酬月額については、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和 44 年法律第 78 号）附則第 3 条の規定に準じ、1 万円とすることが必要である。

- 2 雇用保険の記録、申立てに係る事業所が発行した在職証明書、申立人の同僚（当時）の証言等から、申立人は、シベリア抑留から復員した昭和 23 年 9 月に同事業所に復職し、同月以降、被保険者資格を喪失した日（昭和 57 年 4 月 1 日）の前日まで同事業所に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人に係る雇用保険の記録から、申立人は、旧失業保険法が施行された昭和 22 年 11 月 1 日に雇用保険（失業保険）の被保険者資格を取得し、その後、申立人が申立てに係る事業所における厚生年金保険の被保険者資格を再取得（昭和 25 年 12 月 1 日）するまでも継続して雇用保険の被保険者となっており、事業主は、申立人がシベリアに抑留されていた期間（昭和 20 年 8 月から 23 年 9 月まで）についても同事業所の従業員として取り扱っていたものと推認できる。

さらに、申立人と同じく申立てに係る事業所に在職中に徴集され、終戦

後、復職したと回答している同僚には、復職した時点から厚生年金保険の被保険者記録があることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、厚生年金保険被保険者として昭和23年9月から25年11月までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、上記期間の標準報酬月額は、申立てに係る事業所において、申立人と同時期に勤務していた同僚の厚生年金保険被保険者名簿の記録から、昭和23年9月から同年11月までは3,300円、同年12月から24年4月までは4,200円、同年5月から25年11月までは8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が昭和23年9月から25年11月までの厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを推認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを推認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

- 3 一方、申立期間のうち、昭和22年5月30日から23年9月1日までの期間については、申立てに係る事業所は、「申立人の厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除については不明である。」と回答しており、ほかに申立人の同期間の厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として上記期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における被保険者資格の喪失日に係る記録を平成6年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年2月28日から同年3月1日まで  
平成元年8月1日から6年2月28日までA社において勤務し、同年3月1日付けで関連事業所であるB社（現在は、C社）に異動した。その間、継続して厚生年金保険に加入し、給与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、A社における被保険者資格の喪失日が6年2月28日とされ、同月の厚生年金保険の加入記録が無いのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

A社及びその関連事業所が保管している労働者名簿、賃金台帳及び給与明細書から、申立人は、申立てに係るグループ事業所に継続して勤務し（平成6年3月1日にA社からB社に異動）、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社が保管している賃金台帳において確認できる申立人に係る平成6年2月の厚生年金保険料控除額から、32万円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、社会保険事務所（当時）に対し誤った資格の喪失日を届け、申立期間の厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成6年2月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における被保険者資格の喪失日に係る記録を平成6年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和46年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年2月28日から同年3月1日まで  
平成4年4月1日から6年2月28日までA社において勤務し、同年3月1日付けで関連事業所であるB社（現在は、C社）に異動した。その間、継続して厚生年金保険に加入し、給与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、A社における被保険者資格の喪失日が6年2月28日とされ、同月の厚生年金保険の加入記録が無いのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

A社及びその関連事業所が保管している労働者名簿、賃金台帳及び給与明細書から、申立人は、申立てに係るグループ事業所に継続して勤務し（平成6年3月1日にA社からB社に異動）、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社が保管している賃金台帳において確認できる申立人に係る平成6年2月の厚生年金保険料控除額から、17万円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、社会保険事務所（当時）に対し誤った資格の喪失日を届け、申立期間の厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成6年2月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における被保険者資格の喪失日に係る記録を平成6年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和47年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年2月28日から同年3月1日まで  
平成4年4月1日から6年2月28日までA社において勤務し、同年3月1日付けで関連事業所であるB社（現在は、C社）に異動した。その間、継続して厚生年金保険に加入し、給与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、A社における被保険者資格の喪失日が6年2月28日とされ、同月の厚生年金保険の加入記録が無いのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

A社及びその関連事業所が保管している労働者名簿、賃金台帳及び給与明細書から、申立人は、申立てに係るグループ事業所に継続して勤務し（平成6年3月1日にA社からB社に異動）、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社が保管している賃金台帳において確認できる申立人に係る平成6年2月の厚生年金保険料控除額から、17万円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、社会保険事務所（当時）に対し誤った資格の喪失日を届け、申立期間の厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成6年2月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①のうち、平成17年5月1日から同年9月1日までの期間、同年11月1日から18年9月1日までの期間及び19年3月1日から同年9月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における同期間の標準報酬月額に係る記録を、それぞれ、17年5月から同年8月までの期間、同年11月から18年8月までの期間及び19年3月は18万円に、同年4月から同年8月までは19万円に訂正することが必要である。

また、申立人は、申立期間②から⑥までについて、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における同期間の標準賞与額に係る記録を、それぞれ、平成17年7月31日は5万円、同年12月25日及び18年7月31日は10万円、同年12月25日は9万7,000円、19年7月31日は14万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和58年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年5月1日から19年9月1日まで  
② 平成17年7月31日  
③ 平成17年12月25日  
④ 平成18年7月31日  
⑤ 平成18年12月25日  
⑥ 平成19年7月31日

事業所が社会保険事務所（当時）に届出を行った標準報酬月額と実際の給与月額に相違があり、賞与に係る届出は行われていないので、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額及び標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂

正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬額のそれぞれに見合う標準報酬月額及び標準賞与額の範囲内であることから、記録の訂正等を行う場合は、これらの標準報酬月額及び標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

- 2 申立期間①のうち、平成17年6月1日から同年9月1日までの期間、同年11月1日から18年3月1日までの期間、同年4月1日から同年9月1日までの期間及び19年3月1日から同年9月1日までの期間の申立人の標準報酬月額については、申立人が所持する給与明細書において確認できる保険料控除額から、それぞれ、17年6月から同年8月までの期間、同年11月から18年2月までの期間、同年4月から同年8月までの期間及び19年3月は18万円に、同年4月から同年8月までの期間は19万円に訂正することが必要である。

また、給与明細書が無い平成17年5月1日から同年6月1日までの期間及び18年3月1日から同年4月1日までの期間の標準報酬月額については、その前後の月に係る給与明細書又は給与支払報告書から推認し、17年5月及び18年3月は18万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る報酬月額を社会保険事務所に対し誤って届出を行い、また、当該申立てに係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

- 3 申立人が所持する賞与明細書から、申立人は、申立期間⑤及び⑥について、申立てに係る事業所から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立人の上記期間の標準賞与額については、賞与明細書において確認できる保険料控除額から、平成18年12月25日は9万7,000円、19年7月31日は14万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立期間⑤及び⑥の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に提出しておらず、また、同賞与に係る保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

- 4 給与支払報告書及び申立人の預金通帳に記載された賞与振込額から、申立人は、申立期間②、③及び④について、申立てに係る事業所から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと推認できる。

また、申立人の上記期間の標準賞与額については、給与支払報告書及び上記通帳に記載された賞与振込額から推認し、平成17年7月31日は5万円、同年12月25日及び18年7月31日は10万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立期間②、③及び④の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会

保険事務所に提出しておらず、また、同賞与に係る保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

- 5 一方、申立期間①のうち、平成 17 年 9 月 1 日から同年 11 月 1 日までの期間及び 18 年 9 月 1 日から 19 年 3 月 1 日までの期間については、社会保険庁（当時）が記録する標準報酬月額と申立人が所持する給与明細書等により確認又は推認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額とが一致することから、同期間の標準報酬月額に係る記録を訂正する必要は認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①のうち、平成元年7月1日から同年11月1日までの期間、同年12月1日から2年5月1日までの期間、同年9月1日から同年11月1日までの期間、同年12月1日から5年7月1日までの期間、同年9月1日から16年10月1日までの期間、17年11月1日から18年9月1日までの期間及び同年11月1日から19年9月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における同期間の標準報酬月額に係る記録を、それぞれ、元年7月から同年10月までは28万円に、同年12月は30万円に、2年1月及び同年2月は26万円に、同年3月、同年4月、同年9月及び同年10月は30万円に、同年12月は34万円に、3年1月から同年10月までは32万円に、同年11月から4年10月までは36万円に、同年11月から5年6月までの期間及び同年9月から6年10月までの期間は41万円に、同年11月は36万円に、同年12月から7年10月までは41万円に、同年11月から16年9月までの期間及び17年11月から18年8月までの期間は44万円に、同年11月から19年2月までは47万円に、同年3月から同年8月までは50万円に訂正することが必要である。

また、申立人は、申立期間②から⑩までについて、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における同期間の標準賞与額に係る記録を、それぞれ、平成15年7月31日、同年12月25日、16年7月31日、同年12月25日、17年7月31日、同年12月25日及び18年7月31日は30万円、同年12月25日及び19年7月31日は29万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和31年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年7月1日から19年9月1日まで  
② 平成15年7月31日  
③ 平成15年12月25日  
④ 平成16年7月31日  
⑤ 平成16年12月25日

- ⑥ 平成 17 年 7 月 31 日
- ⑦ 平成 17 年 12 月 25 日
- ⑧ 平成 18 年 7 月 31 日
- ⑨ 平成 18 年 12 月 25 日
- ⑩ 平成 19 年 7 月 31 日

給与明細書と厚生年金保険の被保険者記録照会回答票を確認したところ、記録が整合しておらず、また、賞与については被保険者記録が無いので、訂正をお願いしたい。

### 第 3 委員会の判断の理由

- 1 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額及び標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬額のそれぞれに基づく標準報酬月額及び標準賞与額の範囲内であることから、記録の訂正等を行う場合は、これらの標準報酬月額及び標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。
- 2 申立期間①のうち、平成元年 7 月 1 日から同年 11 月 1 日までの期間、同年 12 月 1 日から 2 年 5 月 1 日までの期間、同年 9 月 1 日から同年 11 月 1 日までの期間、同年 12 月 1 日から 3 年 12 月 1 日までの期間、4 年 1 月 1 日から同年 3 月 1 日までの期間、同年 4 月 1 日から 5 年 7 月 1 日までの期間、同年 9 月 1 日から 6 年 12 月 1 日までの期間、7 年 1 月 1 日から同年 2 月 1 日までの期間、同年 3 月 1 日から 12 年 12 月 1 日までの期間、13 年 1 月 1 日から 15 年 1 月 1 日までの期間、同年 3 月 1 日から同年 4 月 1 日までの期間、同年 7 月 1 日から 16 年 6 月 1 日までの期間、同年 8 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間、17 年 11 月 1 日から 18 年 1 月 1 日までの期間、同年 2 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間及び同年 11 月 1 日から 19 年 9 月 1 日までの期間の申立人の標準報酬月額については、申立人が所持する給与明細書及び事業所が保管する賃金台帳において確認できる保険料控除額から、また、15 年 4 月 1 日から同年 7 月 1 日までの標準報酬月額については、申立人が所持する給与明細書の報酬月額に見合う標準報酬月額から、それぞれ、元年 7 月から同年 10 月までは 28 万円に、同年 12 月は 30 万円に、2 年 1 月及び同年 2 月は 26 万円に、同年 3 月、同年 4 月、同年 9 月及び同年 10 月は 30 万円に、同年 12 月は 34 万円に、3 年 1 月から同年 10 月までは 32 万円に、同年 11 月、4 年 1 月、同年 2 月及び同年 4 月から同年 10 月までの期間は 36 万円に、同年 11 月から 5 年 6 月までの期間及び同年 9 月から 6 年 10 月までの期間は 41 万円に、同年 11 月は 36 万円に、7 年 1 月及び同年 3 月から同年 10 月までの期間は 41 万円に、同年 11 月から 12 年 11 月までの期間、13 年 1 月から 14 年 12 月までの期間、15 年 3 月から 16 年 5 月までの期間、同年 8 月、同年 9 月、17 年 11 月、同年 12 月及び 18 年 2 月から同年 8 月までの期間は 44 万円に、同年 11 月から 19 年 2

月までは 47 万円に、同年 3 月から同年 8 月までは 50 万円に訂正することが必要である。

また、給与明細書及び賃金台帳が無い平成 3 年 12 月 1 日から 4 年 1 月 1 日までの期間、同年 3 月 1 日から同年 4 月 1 日までの期間、6 年 12 月 1 日から 7 年 1 月 1 日までの期間、同年 2 月 1 日から同年 3 月 1 日までの期間、12 年 12 月 1 日から 13 年 1 月 1 日までの期間、15 年 1 月 1 日から同年 3 月 1 日までの期間、16 年 6 月 1 日から同年 8 月 1 日までの期間及び 18 年 1 月 1 日から同年 2 月 1 日までの期間の標準報酬月額は、その前後の月に係る給与明細書、源泉徴収票、給与支払報告書又は課税台帳から推認し、平成 3 年 12 月及び 4 年 3 月は 36 万円に、6 年 12 月及び 7 年 2 月は 41 万円に、12 年 12 月、15 年 1 月、同年 2 月、16 年 6 月、同年 7 月及び 18 年 1 月は 44 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る報酬月額を社会保険事務所（当時）に対し誤って届出を行い、また、当該申立てに係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったと認めていることから、これを履行していないと認められる。

- 3 申立人が所持する賞与明細書又は事業所が保管する賃金台帳から、申立人は、申立期間②、③及び⑩について、申立てに係る事業所から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立人の上記期間の標準賞与額については、賞与明細書において確認できる賞与額により、平成 15 年 7 月 31 日は 30 万円、賞与明細書又は賃金台帳において確認できる保険料控除額により、同年 12 月 25 日は 30 万円、19 年 7 月 31 日は 29 万 2,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が上記期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に提出しておらず、また、当該賞与に係る保険料を納付していないと認めていることから、これを履行していないと認められる。

- 4 源泉徴収票、給与支払報告書及び金融機関への賞与振込額から、申立人は、申立期間④、⑤、⑥、⑦、⑧及び⑨について、申立てに係る事業所から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと推認できる。

また、申立人の上記期間の標準賞与額については、源泉徴収票、給与支払報告書及び金融機関への賞与振込額から推認し、16 年 7 月 31 日、同年 12 月 25 日、17 年 7 月 31 日、同年 12 月 25 日及び 18 年 7 月 31 日は 30 万円、同年 12 月 25 日は 29 万 2,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が上記期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に提出しておらず、また、当該賞与に係る保険料を納付していないと認めていることから、これを履行していないと認められる。

5 一方、申立期間①のうち、平成元年 11 月 1 日から同年 12 月 1 日までの期間、2 年 5 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間、同年 11 月 1 日から同年 12 月 1 日までの期間及び 5 年 7 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間については、給与明細書、源泉徴収票及び課税台帳が無く、報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認することができないことから、また、16 年 10 月 1 日から 17 年 11 月 1 日までの期間及び 18 年 9 月 1 日から同年 11 月 1 日までの期間については、社会保険庁（当時）が記録する標準報酬月額と申立人が所持する給与明細書等により確認又は推認できる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額が一致することから、これらの期間の標準報酬月額に係る記録を訂正する必要は認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間③の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（平成元年2月にB社に商号変更）C支店における厚生年金保険被保険者資格の喪失日を昭和41年2月1日に訂正し、同年1月の標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間③の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年6月1日から同年7月1日まで  
② 昭和38年2月22日から同年8月1日まで  
③ 昭和41年1月31日から同年2月1日まで

昭和30年6月1日にA社に就職し、平成2年6月まで引き続き勤務したにもかかわらず、就職当初の昭和30年6月及びC支店からD支店に転勤した41年1月の厚生年金保険の加入記録が無いのは納得できない。

また、昭和38年2月にE支店からC支店に支店長代理に昇格して転勤した際、同年2月から同年7月までの標準報酬月額は、前任地のE支店での標準報酬月額より4,000円低い2万6,000円となったが、本来は同年8月以降と同じ3万6,000円となるべきであり、納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 B社本店が提出した在籍証明書及び雇用保険の記録から、申立人は、申立期間③においてA社に勤務（昭和41年2月1日にC支店からD支店に異動）していたことが確認できる。

また、B社本店の社会保険事務担当者は、「当時の資料を保管しておらず、各支店で行っていた社会保険の事務処理状況は不明であるが、現在では転勤の際に厚生年金保険料を控除しないことはあり得ない。」と証言しており、申立人は、申立期間③の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

なお、申立期間③の標準報酬月額については、申立人に係るオンライン記録（昭和40年12月の標準報酬月額）から、4万5,000円とすることが

必要である。

また、事業主が申立人に係る申立期間③の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が申立人に係る被保険者資格の喪失日を昭和41年2月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年1月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主は同日を喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年1月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は還付した場合を含む。）、事業主は、これを履行していないと認められる。

2 一方、B社本店が提出した在籍証明書及び雇用保険の記録から、申立人が、申立期間①において、A社C支店に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、A社C支店が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和30年7月1日であり、同支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、同日以前に厚生年金保険の被保険者資格を取得している者は確認できない。

また、申立人と同じ日にA社C支店において厚生年金保険の被保険者資格を取得した同僚（当時の社会保険事務担当者）は、「昭和30年4月にA社C支店に入社したが、入社から3か月間は試用期間であり、同年7月に厚生年金保険の被保険者資格を取得した。申立人は同年6月に同支店に入社しており、本来は8月までは試用期間だが、同支店の適用事業所届に合わせて同年7月に被保険者資格の取得届を提出したものである。」と証言している。

さらに、B社が保管している申立人の職歴表に、「昭和36年6月1日に試採用する、同年9月1日にFに採用する。」旨の記載があり、申立期間中は試用期間であったことが推認できる。

加えて、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料の控除について推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

3 B社は、申立期間②当時における賃金台帳等の資料を保管していない上、申立人も申立期間②の給与明細書等を所持しておらず、申立人に係る申立期間②の報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

また、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の標準報酬月額の記録は、さかのぼって訂正されているなどの不自然な処理が行われたことをうかがわせる形跡は確認できない。

さらに、A社C支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間②当時、転勤の際に標準報酬月額が下がっている者が4人確認できるところ、同支店において社会保険事務を担当したことがある申立人の同僚は、「申立人が転勤前に勤務したE支店は大企業グループとの取引もあ

り残業時間が多かったが、C支店は開店して間もないため残業時間が少なかった。転勤の際に申立人の標準報酬月額が下がったのは、残業手当の差によるものだと思う。」旨証言している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間②について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①、②及び③について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間④について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年10月1日から27年3月1日まで  
② 昭和27年3月4日から同年7月1日まで  
③ 昭和27年7月14日から同年10月1日まで  
④ 昭和33年8月1日から34年8月1日まで

申立期間①及び②について、それぞれ、A社及びB社において勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

また、昭和27年7月14日にC社に入社したにもかかわらず、同社における申立期間③の厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

さらに、申立期間④について、当時のC社における給料は上がることはあっても下がることはなかったはずであり、その前後の期間と比較して標準報酬月額が低くなっているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 A社における厚生年金保険の被保険者記録を有する従業員の証言から、期間は特定できないものの、申立人が申立期間①当時に同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、同事業所は、昭和29年1月1日に適用事業所でなくなっており、閉鎖登記簿も保存されていないことから、当時の役員を特定することができず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除の状況を確認できない。

また、申立期間①の厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、申立期間①に係る申立人の記録は無く、健康保険整理番号の欠番も無い。

2 B社は、昭和34年8月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間②においては適用事業所ではない。

また、同事業所が適用事業所となった際に厚生年金保険の被保険者資格を取得している従業員には、申立人を記憶している者はおらず、同事業所が適用事業所となる前から厚生年金保険料が控除されていたかどうかについても確認できない。

3 C社（現在は、D社に名称変更）が保管する申立人に係る社員台帳及び「初任給並資格決定申請書」から、申立人が、昭和27年7月15日から63年9月30日まで同事業所において勤務していたことが確認できる。

しかしながら、D社は、「申立人の厚生年金保険料の控除については不明である。」と回答しているほか、C社における厚生年金保険被保険者資格を申立人が取得した日と同じ日に取得している従業員5人のうち、4人は「入社してすぐには厚生年金保険に加入していなかった。」と証言しており、同事業所の事業主は、必ずしも従業員全員を採用と同時に厚生年金保険に加入させていたわけではなかったと推認できる。

また、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、申立期間③に係る申立人の記録は無く、健康保険整理番号の欠番も無い。

4 D社は、「申立人に係る申立期間④の標準報酬月額については不明である。」と回答しており、申立てに係る事実をうかがわせる証言や関係資料を得ることはできなかった。

また、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を取得した日と同じ日にそれを取得し、申立期間④当ても継続して在籍していた同僚13人のうち、申立人を含む5人は昭和33年に標準報酬月額を1等級又は2等級引き下げられている上、別の一人は29年及び35年に標準報酬月額をそれぞれ2等級引き下げられており、当時、標準報酬月額が引き下げられていることに不自然さは見当たらない。

さらに、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が給与から控除されていることをうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

5 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①、②及び③の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間④について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 2 月ごろから同年 9 月ごろまで

昭和 40 年 2 月ごろに事務員としてA社に入社したが、従事した業務は店舗での販売であり採用条件と異なっていたため、同年 9 月ごろに退職した。しかし、その後、同事業所から誘われ昭和 41 年 5 月に、再度、入社した。

2 回目に勤務した期間の厚生年金保険の加入記録はあるが、最初に勤務した申立期間の記録が無いのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の同僚（複数）の証言から、勤務期間は特定できないが、申立人は厚生年金保険の被保険者記録のある昭和 41 年 5 月以前にも、申立てに係る事業所に勤務していたことが推認できる。

しかし、上記の同僚が、申立てに係る事業所においては実際の勤務期間と厚生年金保険加入期間が異なっており、同事業所の事業主は、必ずしも従業員全員を採用と同時に厚生年金保険に加入させていたわけではなかったと推認できる。

さらに、申立てに係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿をみても、申立期間において厚生年金保険の被保険者資格を取得した者はいない上、申立期間前後の健康保険整理番号の欠番もない。

加えて、申立てに係る事業所は既に解散している上、事業主及び社会保険事務を担当していたと思われる税理士は既に死亡しており、当時の役員に照会しても、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 6 月 ごろから 31 年 12 月 7 日まで  
② 昭和 40 年 2 月 1 日から 42 年 7 月 17 日まで

昭和 29 年 3 月に中学校を卒業してから数か月後に A 社で働き始めた。給料は明細書を見ることなく袋ごと親に渡しており、厚生年金保険料が控除されていたかどうかは分からないが、昭和 38 年まで B 等として勤務していたにもかかわらず、申立期間①について A 社における厚生年金保険の加入記録が無いのは納得できない。

また、昭和 40 年 2 月から義父の勧めで当時住んでいた離島にある C 社に B として勤務した。C 社には、本土に所在する、別の事業所に勤務した昭和 42 年 7 月まで勤務していたにもかかわらず厚生年金保険の加入記録が無いのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

#### 1 申立人の同僚（当時）の証言から、申立人が申立期間①において A 社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人と同世代で、かつ、申立人と同様に D に従事していた申立人の同僚 3 人には A 社における厚生年金保険の被保険者記録は無い上、申立人と同様に、中学校を卒業した後の昭和 31 年 4 月に同事業所に就職した申立人の弟についても、同月から 33 年 5 月までの被保険者記録は無く、同事業所の事業主は、必ずしもすべての従業員を採用と同時に厚生年金保険に加入させていたわけではなかったと推認できる。

また、A 社の事業主は既に死亡しており、当時の関係資料は保管されておらず、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる証言等を得ることはできなかった。

#### 2 C 社は、申立人が勤務したと主張する場所及びその周辺には、厚生年金保険の適用事業所として存在しない上、一緒に勤務していたとする申立人の弟に係る厚生年金保険の加入記録にも C 社に係る記録は無い。

また、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料が給与から控除されて

いたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 岡山厚生年金 事案 1042

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 明治 44 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 24 年 3 月 1 日から 27 年 3 月 31 日まで

A社に戦前から勤務し、戦時中を除き、終戦後も約7年間勤務しており、同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 24 年 3 月 1 日から 27 年 3 月末までは厚生年金保険に加入しているはずであるので、記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の子が申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

申立てに係る事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 24 年 3 月 1 日に 6 人が被保険者資格を取得しているが、そのうち、申立期間当時の事業主を含む 3 人は既に死亡しており、他の 3 人は連絡先が不明であるため、申立人の勤務実態についての証言を得られず、同事業所は「当時の資料が保管されておらず、申立人の勤務実態、厚生年金保険の加入状況等については不明である。」と回答している。

また、申立人の子は、「給与明細書等の資料は無く、厚生年金保険料の控除額については不明である。」としている上、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

さらに、申立ての事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、申立期間に係る申立人の記録は無く、健康保険整理番号の欠番も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 岡山厚生年金 事案 1043

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年7月1日から同年10月1日まで

昭和27年4月1日から43年3月26日までA事業所にBとして勤務し、申立期間については、理事長の命令で同じ系列グループ内のC事業所においてDとして経営指導に従事していたにもかかわらず、この期間の厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

なお、この期間の報酬は事務職員が自宅まで持参してくれており、報酬月額はBとして勤務していた時と同じだったと思う。

### 第3 委員会の判断の理由

A事業所は、「人事記録等の関係資料から、申立人は申立期間中も在籍していた。」と回答しており、申立人は、申立期間中において、同事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A事業所が保管する申立人に係る給与金計算書及び所得税源泉徴収簿から、申立期間の厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、申立期間に係る申立人の記録は無く、健康保険整理番号の欠番も無い。

さらに、申立人が申立期間の厚生年金保険料を給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。